

## [調査] アメリカ銀行業への外国投資\*

### I アメリカ銀行業における競争激化と外銀の対米進出

a) アメリカ銀行業界におしかかる内的・外的圧力  
 Ronald Pullen は「急激な転換を迎えるつあるアメリカの銀行」と題する最近の *The Times* 紙記事のなかでこう述べている。「2種類の異った圧力が、アメリカの銀行に押しかかっている——ひとつはアメリカ内部からのそれであり、もうひとつは国際銀行業務の性格変化の結果たる外的なそれである」<sup>1)</sup>。内的な圧力と外的な圧力とが重なりあって、アメリカ銀行業界における競争激化をもたらし、全米 50 州に散在する 1 万 4000 余の銀行はまさに「銀行戦国時代」に突入しつつある。Pullen のいう内的圧力にはいろいろなものが含まれるが、その最大のものは 1978 年 11 月 1 日から実施された小切手口座にたいする利子支払制度であろう。また、後者の外的圧力には、最近のドル安傾向、およびそれと結びついた外国系銀行の対米進出があげられる。ところで、こうした内的圧力と外的圧力とが結びつきアメリカ銀行業界における競争激化を生んでいることを端的に示す事実が最近発生した。Bank of Montreal が Bankers Trust の New York Manhattan 地域支店 104 のうち 89 店舗を買収するという事件がそれである。

Bank of Montreal はその名のように Montreal に本拠を置き、資産 310 億カナダ・ドルを擁するカナダ第 3 位の大銀行(アメリカ以外の世界第 40 位)である(第 1 位は資産 398 億カナダ・ドルの Royal Bank of Canada, 第 2 位は資産 362 億カナダ・ドルの Canadian Imperial Bank of Commerce)。隣国カナダの大銀行がアメリカに進出することは、そのこと自体それほどの大事件ではないだろう。後で詳細に述べるように、このところの外国系銀行の対米進出は目ざましく、Hongkong-Shanghai Banking Corp. が全米第 13 位の大銀行 Marine Midland Banks Corp.(資産 121 億ドル)を買収している時

代である。だが、Bank of Montreal の対米進出が全米第 8 位の大銀行 Bankers Trust の Manhattan 地域の支店買収という形態をとった事実の背後には、アメリカ銀行業界をゆるがしている競争激化の激動がついにここまで及んだかと思わせるものがあった。

Bank of Montreal の側の進出意図はきわめて明確である。1975 年 1 月に社長に就任していらいの William D. Mulholland の“猛烈経営”ぶりについては最近のアメリカの新聞雑誌が克明に伝えているところであり、ここで敢えて紹介する必要はないだろう。問題は Bankers Trust の側にあった。同行の場合も、1974~75 年不況でかなりの損害を受け、経営基盤がゆらいでいたという伏線があった(1976 年 6 月現在、回収不能資産は 11 億ドルに達していた)<sup>2)</sup>。しかし、決定的決め手となったのは、前述のような小切手口座にたいする利子支払制度および自動的資金振替勘定の導入であった。それはかなりの設備投資負担を要求する上、一般消費者むけ銀行業務における一層の競争激化をもたらすに違ひなく、Bankers Trust ほどの大銀行をもちゅうちょさせるに充分なものがあった。熟慮の結果とられた措置が今回の支店網売却=いわゆる「小売銀行業務」からの部分的撤退だったのである。Shearson Hayden Stone の調査部副部長 Lawrence Cohn はこの点についてつきのように語っている。「あらゆる銀行が、資金を消費者むけに投入するか、それともより資本集約的でない領域に投入するか、の重要決定に迫られているが Bankers Trust は脱出の方を選んだのだ。私はそれは賢明な決定だと思う」<sup>3)</sup>。

#### b) NOW と AFT の導入と競争激化

理解を助けるために、ここで、アメリカ銀行業界における競争激化の起爆剤とも目される小切手口座の利子支払制度について必要最小限の解説を加えて置こう。今回の制度は正確にいえば、小切手口座への利子支払を認めるものではないが、通称 NOW および AFT といわれる新制度を導入することによって実質的に小切手口座に

\* 本調査は、特定研究「多国籍企業の発展と国際経済環境の変化にかんする研究」によるものである。

1) *The Times*, November 15, 1978.

2) *New York Times*, November 11, 1978.

3) *ibid.*

第1表 ニューヨーク大銀行の NOW および A. F. T. (NOW=Negotiable Order of Withdrawal, A. F. T.=Automatic Funds Transfer)

銀行	口座の種類	手数料
Citibank	NOW	"5% Checking," 最低限残高 3000 ドル以上には無料, 3000 ドル以下は月 4 ドル
Chase	NOW	1979 年 1 月 2 日開始
Manufacturers Hanover	A. F. T.	最低限残高 1000 ドル以上無料, 1000 ドルから 500 ドルまでは日 25 セント, 500 ドル以下は月 5 ドルプラス 1 日 25 セント, 追って, NOW 移行の予定
Chemical Bank	A. F. T.	"5% Checking/Saving," 最低限残高 2000 ドル以上無料, 2000 ドルから 500 ドルまで小切手 1 枚当たり 25 セント, 500 ドル以下 1 枚当たり 25 セントプラス月 1 ドル, 年末に NOW 移行予定
Marine Midland	A. F. T.	"Good Deal Plus," 最低限残高 3000 ドル以上無料, 3000 ドル以下月 3 ドルプラス振替 1 件当たり 25 セント
Bankers Trust	A. F. T.	最低限残高 800 ドル以上月間手数料無料, 800~600 ドルは月 1 ドル, 600~400 ドルは月 2 ドル, 400~200 ドルは月 3 ドル, 200 ドル以下は月 4 ドル, 振替手数料は 1 日 25 セント, NOW 移行の予定

〔出所〕 *New York Times*, November 13, 1978.

利子が支払われるようになった。NOW とは negotiable order of withdrawal の略称であり, AFT は automatic fund transfer の略称である。分り易くいえば、前者は特殊な貯蓄口座であり、後者は小切手口座と貯蓄口座の 2 つがあるが、小切手口座の残がなくなった場合自動的に貯蓄口座から振り替えられるという制度である。いずれにしろ、結果として、1930 年代の大恐慌以来停止されていた小切手口座への利子支払が認められたことになる。もっとも、NOW についていえば、1972 年にマサチューセッツ州において導入され、ついで 76 年にはニューヨーク州に拡大されていた。これに今回ニューヨーク州が加わることになり、その意義はきわめて重大なものとなったのである。在ニューヨーク大銀行が実施予定の制度は第 1 表のとおりである。

NOW ないしは AFT を無料で利用できる最低バランス残高をきめているのは銀行側として当然のことといえよう。一定の残高以上の場合にはすべて無料だが、それ以下の場合は各銀行まちまちではあるが手数料が課される。しかし、遠からずその手数料の割引合戦が生じ、一番安いところに平準化されるだろうことは目に見えていく。そして、そのような手数料合戦が中小銀行にとって打撃となることは言うまでもないだろう。Business Week 誌の調査によると、全国 12 大都市の銀行については、無料のための最低残高は 500 ドル以上、また最低月間手数は 1 ドル以上であるという<sup>4)</sup>。

ともあれ、NOW および AFT の導入にともない小切

手振出人は大量の預金を無利子の小切手口座においておく必要がなくなる。それは明らかに消費者、小切手利用者にとって利益だが、その影響するところは極めて広汎である。たとえば、景気対策上通貨供給量調節の意義が高く評価されているが、通貨供給量測定の際の基本概念、たとえば  $M_1$  は流通通貨量プラス小切手口座残高と定義されているが、NOW および AFT の導入により小切手口座残高はゼロに近くなる(逆にいえば、貯蓄口座そのものが従来の小切手口座の役割を演ずるようになる)ので、定義の改訂を迫られている。

しかし、ここでの問題は、むしろそのような NOW と AFT の導入が巨額の設備投資を要求しているという事実である。この点で、Citibank はすでに 1 億ドルないし 2 億ドルの設備投資を行い、小売銀行業務の近代化では最尖端を切っているという。しかし、こうした設備投資資金に事欠く中小銀行は、恐らくサービス競争の上で大銀行に遅れをとるに違いないし、またなんとか設備投資を行ったとしてもそのコスト増の負担に堪えられるかどうか、疑わしい。

#### c) 相づぐ州銀行立法の改正

アメリカ全国に散在する 1 万 4000 余の銀行間の競争を激化し、中小銀行の整理統合を促進しているもうひとつの要因は、一部の諸州が最近、州的な規模での支店設置を認める法案を可決したことである。第 5 節で詳しく述べるように、アメリカの銀行にかんする規制の多くは州によって行われている。このため銀行にかんする規制は各州まちまちであるばかりか、自州内の銀行保護の立場から他州銀行支店の州内設置を事实上全面的に禁止し

4) *Business Week*, November 13, 1978.

ているのが殆どである。同時に、同一州内においても、中小銀行保護の立場から1銀行1店舗に限定するとか、同一郡(county)内に限り複数店舗を認めるとか、千差万別であった。ところが、最近になって、一部の州で、同一州内に限り支店設置を認める方向に大きく動くに至った。たとえば、オハイオ州では、1979年1月1日から、銀行支店規制を自由化し、銀行持株会社にたいして隣接諸郡内に支店を設置することを認めるとともに、州的規模での他銀行取得を認めることになった。この新立法のもとで、クリーヴランドに本拠をもつ Society Corp. による Canton の Harter Bancorp. の買収——オハイオ州史上最大の銀行買収——が行われる一方、地方小都市や町村にある群小の1店舗型小銀行が続々合併・吸収の道を歩むことが予想されている<sup>5)</sup>。重ねて Pullen を引用すれば、「小売銀行業務において、全米にわたって競争が激化しつつあるようにみえる。一部の諸州では、小さな1店舗銀行の突然の閉鎖という結果をもたらしている」。このような一部の大銀行をすらまき込んだ銀行合併運動の大波は、外国系銀行の対米進出を促進するひとつの重要な要因となっている。

## 2 外国銀行の対米進出の現状とその進出形態

### a) 外銀の対米進出の歴史

外国銀行の対米進出の歴史は遠く19世紀なかばに遡る。1859年には Bank of Montreal がニューヨークに事務所を開設しているし、1879年には Hongkong-Shanghai Banking Corporation がニューヨークに進出した最初のイギリス系銀行となっている。世紀の変り目ごろには、Barclays Bank DCO を含む数行がニューヨークに設立されていた。

1911年までに、ニューヨークにおける外国銀行の発展は、州銀行局に外国銀行の役割にかんする調査を行わしめるまでに達し、その調査の結果、銀行法が改正されている。1913年までに、21の外国銀行準支店がニューヨークで活動していた。第2次大戦後、1950年代になって、外国銀行のニューヨークへの進出が盛んになり、1951年末までに、20の外国銀行準支店、6の外国所有信託会社、

第2表 外国銀行所有の在米銀行の資産総額

(組織形態別、75年末および78年6月)

	資産(10億ドル)		報告提出機関数	
	75年末	78年5月	75年末	78年5月
準支店 (Agencies)	27.8	16.62	82	122
支店 (Branches)	20.3	31.79	65	103
子会社形態の商業銀行 (Subsidiary Commercial Bank)	13.4	16.10	33	38
投資会社 (Investment Companies)	2.8	1.52	4	5
合計	64.3	66.03	184	268

[注] なお、78年6月の数字には、目下申請中の諸件は含まれていない。

[出所] 75年の数字については、Appendix F.F-7。

78年の数字については、New York Times, June 21, 1978, "Foreign Bank Influx: Hearings on Today."

3の投資会社がニューヨークで活動していた。これら外国銀行の資産額は13億ドルに達していた<sup>6)</sup>。

1960年に入ってから外国銀行の対米進出は勢を増すが、とくに1973~74年以降、巨大外国銀行によるアメリカ国内銀行の取得が相つき、いまや外国銀行はアメリカ銀行業界で無視できぬひとつ重要な勢力に成長するに至った。アメリカ全土の事業貸付のなかで外国銀行の占める比率は、1972年の10%から77年5月には18%に増加しているが、一部の諸州、たとえばニューヨーク州では37%，カリフォルニア州では31%といった具合に極めて高くなっている<sup>7)</sup>。

周知のように、第2次世界大戦後におけるアメリカ銀行資本の海外進出はめざましく、1950年代末いらい、アメリカの銀行は西欧諸国はじめ世界の金融中心地の支店を設置していった。この結果、1975年8月現在、126のアメリカの銀行が全世界80ヵ国以上に751の支店を置いていた(資産額は1660億ドルに達すると同時に、250億ドルに及ぶ多数の在外子会社をも所有していた<sup>8)</sup>)。

6) Francis A. Lees, *Foreign Banking and Investment in the United States*, 1976, The MacMillan Press, pp. 11~12.

7) New York Times, June 21, 1978.

8) *Foreign Direct Investment in the United States*, Department of Commerce, 1976. Volume 4. Appendix F, "Foreign Banking in the United States." この商務省報告は Foreign Investment Study Act of 1974に基づいて行われた、アメリカにおける外国直接投資の最初の包括的な調査であり、商務長官報告、74年ペンチマーク調査および付録18篇が計9冊にまとめられている。なお本調査では煩を避けるために、同報告そのものは *Foreign Direct Investment in the United States* (Department of Commerce, 1976) と、

これにくらべれば、外国系銀行の対米進出は最近急速に増大したとはいえる量的にも質的にも劣っている。1978年5月末現在、アメリカにある外国系銀行は合計268行にのぼるが、その資産合計は後述する合併・買収予定中の数件が実現したとしても、約960億ドルに達するにすぎない<sup>9)</sup>。しかし、在米外国銀行数は、1972年12月末には僅かに110行にすぎず、1975年12月末ですら184行にとどまつたことを考えれば、このところの急増ぶりがいかに目ざましいか分るだろう。このような外国銀行の対米進出の急増は、78年夏に成立した外国銀行規制立法、“International Banking Act of 1978”的成立を前にした一種の“駆け込み”進出が続出したためと推定される。主要な外国銀行の対米進出はこの“駆け込み”進出でほぼ終了したとみてよく、今後は対米進出件数はそれほど大きく増加することはないだろう。なお、ついでながら付け加えれば、連邦準備制度が外国銀行の活動について報告をもとめるようになったのは1972年からあって、それ以前の時期については公式の報告ないし調査はなにも存在していない。

### b) 外銀の対米進出の5形態

ところで、第2表は在米外国銀行形態として4つをかけているが、正確にはその機能にしたがいつきの5つの形態に分類されるのが普通である。以下Appendix Fに基づいて、それぞれに説明を加えよう。

#### (I) Representative Office(駐在員事務所)

外国系銀行がアメリカ国内に進出するには最も簡便な形態ではあるが、それだけに最もきびしい制約を受けている。駐在員事務所は親銀行のために各種の業務、主として情報しゅう集ないしは渉外宣伝活動を行っているが、その活動の若干は、本格的な銀行業務といってよいものである。すなわち、親銀行からの貸出や親銀行への預金の調達などは行うが、駐在員事務所は、それ自身では実

---

また、銀行業への対外投資にかんする付録についてはただ単にAppendix Fとのみ注記するに止める。

9) この数字は、アメリカの新聞・雑誌が報道する連邦準備制度発表によるが、原資料に基づいて本調査がかける統計数字はAppendix Fの1975年12月末現在のそれである。1977年だけでも、61の外国銀行の参入をみているだけにAppendix Fの数字では最近の情況を正確には伝え切れぬうらみがあるので、本調査ではこうした新聞・雑誌の報道を多く引用せざるをえなかった。事情が許すかぎり、直接の公表資料により数字のチェックが必要なことは言うまでもない。因みに、アメリカにある外国銀行の現況にかんする数字は、New York Times, June 21, 1978, “Foreign Bank Influx: Hearings on Today”から得た。

際の銀行業務に従事してはいけない。したがって、これら駐在員事務所は、通常、連邦ないしは州の銀行監督当局による監督ないしは規制を、たとえあったとしても僅かしか受けない。このような規制欠如、その低資金コストおよび設立の簡便さ、さらに、一部諸州における他種類の外国系銀行活動にたいする制限のために、駐在員事務所は、その活動領域の狭さにもかかわらず、いまでも最も数が多い。多くの場合、駐在員事務所は、外国系銀行がアメリカに参入し、後になって他種類の銀行業務に転換してゆくための、単なる端緒的段階である。American Banker誌によると、1974年末現在で、外国系銀行の駐在員事務所は141であったが、その後急激に増えていることが想像される<sup>10)</sup>。

#### (II) Agencies(準支店)

準支店も、外国銀行がアメリカに参入する際にとる端緒的形態であったし、いまでもそうである。1975年12月現在、184の報告提出外国系銀行機関のうち82が準支店であった。その資産総額は279億ドルにのぼるが、それは全報告提出機関資産総額の43%にたつしている(第2表)。準支店は、引出し可能な国内預金を受け入れたり、ないしは預金証書(certificates of deposits)を売却したりしてはいけないし、またその信託権力を行使してはいけないが、それらを除けばアメリカ国内で一般銀行業務を行うことを認められている。(なお、カリフォルニア州では、支店 branches は準支店として活動している。カリフォルニア州法は預金に預金保険をかけるよう要求しているが、FDIC〔連邦預金保険会社〕保険はアメリカで認可された銀行以外には与えられないので、アメリカ国内から預金を受け入れることを許されていない。それで、支店は事実上むしろ準支店であり、通常そのように取扱われている)。預金受入れ禁止は、準支店が小売銀行業務に従事すること、すなわち、一般大衆と取引を行うことを困難ならしめている。それで大体において、準支店の活動は卸売銀行業務に限定されている。まず第1に、準支店は事業貸付や資本市場貸付を行い、国際的

---

10) agencies の訳語については普通、「代理店」が用いられるが、この訳語は少なくともこの場合には誤解を招きやすい。一般に、代理店とは、Aの組織がBの組織の業務を代行する際に用いられるからである。ところが、この場合には、その業務内容からも明らかのように、同一の外国銀行の組織の一部である点では branch と全く異なる。異なるのはその機能だけであるので、代理店という訳語は適切ではない。訳語として生硬ではあるが、準支店の方がペターと思われるのと、本調査では準支店を採用することにした。

取引の融資を行う。預金の分野では、資金は主として事業会社、傘下の諸会社、ないしは他の銀行からえられる。銀行監督当局の監督を受けているとはいって、預金者保護が目的ではないので準支店は概して支店ないしは子会社よりも規制がきびしくない。準支店はもうひとつの重大な利点をもっている。支店ないしは子会社が行う貸付の規模には制限があるのに、準支店の個々の貸出規模についてはなんの法的制限もない。とくにカナダと日本の銀行は、準支店形態の組織を魅力的なものとみなしており、しばしば同一州内に準支店と子会社の双方をもっている。その他の多数の外国系銀行は、預金を受け入れられないことを重大な欠点と見ており、準支店以外の組織形態を好んでいる。

### (III) Branches(支店)

外国銀行の在米支店数は近年急増し、1975年12月現在、連邦準備制度に65店が報告を行っている。その資産総額は、203億ドルにのぼるが、これは全報告提出機関資産総額のほぼ32%に相当する。支店急増のひとつの原因是、一部の重要諸州において外国銀行支店にたいする制限が解除されたことだった。支店が認められたのは、ニューヨークでも1961年以降のことだったし、イリノイ州では1973年以降のことであった。もうひとつの理由は、支店が他の組織形態にたいしていくつかの利点をもっていることである。準支店と違って、支店は預金を受け入れることができる、したがって、一般小売銀行業務を行うことができる。子会社にくらべて、アメリカ人の重役ないし株主も必要ないし、親銀行の資本金でバックされているため資本金も少なくてすむので、支店の設立は簡単である。また、子会社の貸出限度はそれ自身の資本金に立脚しているのに、支店の貸出限度は親銀行の資本金に立脚しているため、より巨額の貸出を行うことができる。

支店もまたたくさんの不便をもっている。たいていの州では、連邦準備制度に加盟していない国内銀行と同様に、支店は預金にたいして一定比率の準備金を維持しなければならないし、その貸出額の規模にたいする制限を課されているし、預金にたいしても州が課した金利最高限度制限を蒙っている。ニューヨーク州および若干のその他諸州では、外国系の支店および準支店は、少なくとも確定負債の108%にひとしい資産を州内に維持しなければならないが、これはこれら支店・準支店がFDIC保険を受けられないので預金者にいくらかでも保護を与えるための措置である。その上、支店は準支店よりもずっと厳格に銀行監督当局の監督をうけている。

こうした不便にもかかわらず、もしも支店の数がいくつも重要諸州において法律で制限されていなかつたらば、アメリカの銀行の在外活動がそうであるように、支店はたいていの外国銀行がアメリカ国内で活動するためのお好みの組織形態であったに違いない。カリフォルニア州は、実際上、支店の活動を準支店のそれにまで制限しているし、イリノイ州は1973年10月まで支店を禁止していたし、ニューヨーク州は州内で活動を許される外国銀行の支店からカナダ系銀行のそれを除外している。その上、ニューヨーク州では支店と準支店の双方を活動させることを禁止しているが、この結果、外国銀行は支店を設立するよりもむしろ、準支店と子会社——その柔軟性のためには前者を、その能力の広さのためには後者を——を結合させる途をえらんでいる。

### (IV) Subsidiaries(子会社)

1975年12月現在、連邦準備制度に報告を提出している外国銀行の子会社たる商業銀行は33行あった。その資産合計は134億ドルであり、全報告提出機関の資産総額のほぼ21%に相当する。準支店、支店および駐在員事務所が外国の銀行の直接の延長であるのに、子会社形態の外国銀行は、アメリカ国内において設立認可を与えられたものの、親銀行により所有され支配されている別個の法人格である(連邦準備制度に毎月報告している外国銀行子会社には、ひとつ以上の外国銀行により多数所有されているアメリカの商業銀行だけが含まれている。したがって、つぎのような銀行はここでの資料には含まれていない。すなわち、[1]個人、信託会社ないしはその他の組織形態のような非銀行外国人により支配されている銀行、[2]外国銀行により支配されはいるが、多数支配ではない銀行)。これまでのところ、このような子会社は殆どすべて、州により、主としてニューヨーク州とカリフォルニア州により認可を与えられてきている。というのは、連邦認可は可能ではあるが、より厄介な義務——とくに全取締役がアメリカ市民たるべしといった義務——を伴っているからである。外国銀行の子会社は、国内の銀行と同じ規制と報告義務を負うが、信託活動を行ったり、預金を受け入れたり、預金保険に入ったりすることなどを含めて同一の権限を得る。しかしながら、組織上の困難(たとえば、重役がアメリカ人でなければならないとか、より巨額の資本金が必要だとかいうこと)のため、また、子会社の個々の貸付額はその資本金額によって制限されているため、子会社は支店ないしは準支店ほど外国銀行にとって一般的ではない。多くの子会社銀行が卸売型銀行業務のみならず

第3表 外国系銀行の在米準支店、支店、および内国銀行業務子会社の状況報告

	1972年 12月31日	1973年 12月31日	1974年 12月31日	1975年 12月31日
報告行数	110	124	165	184
資産				
現金資産	3,857	4,881	8,052	9,666
社債、株式その他有価証券	2,203	2,456	3,773	3,992
直接関連機関以外への貸付	14,253	19,676	28,959	32,616
このうち、在米機関への貸付	(11,494)	(15,237)	(21,975)	(24,740)
"　　外国にある機関への貸付	(2,758)	(4,444)	(6,985)	(7,975)
未払引受手形および支払延滞信用状に基づく顧客の債務	1,692	1,915	2,568	3,193
直接関連機関への貸付	4,386	7,752	11,224	13,550
このうち、在米機関への貸付	(1,201)	(3,412)	(4,827)	(5,290)
"　　外国にある機関への貸付	(3,185)	(4,340)	(6,398)	(8,260)
その他の資産	405	666	1,290	1,353
総資産	26,795	37,345	55,866	64,300
負債				
要求払い預金ないしは直接関連機関以外に支払うべき信用残高	4,890	5,546	9,739	9,606
直接関連機関以外からの定期・貯蓄預金	4,639	6,374	8,864	14,315
直接関連機関以外からの借入れ	3,309	8,961	12,769	13,538
未払引受手形および支払延滞信用状に基づく負債	1,353	1,707	2,520	3,189
直接関連機関以外へのその他の負債	562	612	1,241	1,053
直接関連機関への負債	11,364	13,218	19,168	20,725
このうち、在米機関への負債	(1,591)	(3,673)	(4,865)	(5,651)
"　　外国にある機関への負債	(9,765)	(9,537)	(14,218)	(15,058)
積立金および資本金	677	927	1,565	1,872
総負債、積立金および資本金	26,795	37,345	55,866	64,300
外国人にたいする請求権総額	6,994	10,424	15,511	19,393
外国人にたいする負債総額	13,534	15,524	22,526	26,218
純対外ポジション(請求権マイナス負債)	-6,540	-5,100	-7,015	-6,825

[出所] Board of Governors of the Federal Reserve System. [Appendix F-11].

小売型銀行業務にも携っているが、一部には地域住民のうちの特定人種むけの銀行がある。しかしながら、他の子会社銀行は、なによりも、大会社ないしは外国貿易業者と取引している。一部の子会社銀行はかれら自身の支店をもっているし、若干の子会社銀行は広汎な支店網をもっている(これら在米子会社銀行の支店を外国銀行の支店と混同してはいけない。子会社の全支店にかんするデータは、子会社が提出した報告のなかに含まれている。他方、外国銀行の支店はそれぞれ別個の報告を提出している)。

#### [V] Investment Companies and Securities Affiliates(投資会社および証券業子会社)

外国銀行は、アメリカ国内に、主としてニューヨーク州内に、たくさんの投資会社および傘下証券会社をも設立してきた。これは部分的には、それに先立ってアメリカの証券会社がその支店を海外に設立したことによる対応であった。4大投資会社子会社も一般銀行業務を行っているし(それらは預金を受け入れられないが、一

定の状況下でクレジット・バランスを発行したり、受け入れたりすることができます), ニューヨーク州銀行局は銀行とみなしている。その資産合計が28億ドル、すなわち全報告外国銀行資産額の4.4%におよぶこれら4大投資会社は、連邦準備制度に定期的に報告している外国銀行のリストに含まれている。

報告されたデータのなかには、6つの異った国の6つの大ヨーロッパ系銀行が共同所有している大コンソーシアム銀行、European-American Groupの活動が含まれている(これら6つの大ヨーロッパ銀行とは、オランダのAmsterdam-Rotterdam Bank、オーストリアのCreditanstalt Bankverein、西ドイツのDeutsche Bank AG、イギリスのMidland Bank, Ltd、ベルギーのSociété Générale de Banque、フランスのSociété Généraleである)。同グループは、ニューヨークにひとつの子会社銀行とひとつの傘下投資会社、サンフランシスコとロサンゼルスに準支店、シカゴに部分所有の支店をもっている(その資産額はニューヨーク州内だけでも

40億ドルを上回っている)。最近、アラブ、ヨーロッパおよびアメリカの諸銀行がニューヨークに新しい商業銀行をつくるべく計画中であることが発表された<sup>11)</sup>。

### 3 在米外国銀行の活動内容

#### a) 在米外国銀行の資産および負債

1975年末現在、184の外国所有銀行が連邦準備制度について月例報告を提出しているが、同報告にもとづきこれら外国銀行のアメリカ国内における資産および負債を表示したのが第3表である。この月例報告はひとつないしはそれ以上の外国銀行が多数支配している在米銀行機関からのものだけであって、外国の非銀行が支配する少なくとも14の機関のそれは含まれていない。また、外国銀行の駐在員事務所は、とり上げるべき程の資産も負債も所有していないので月例報告を提出していない。

外国銀行の活動は近年かなり目立ってきたとはいえる、アメリカの銀行業界全体のなかにおいてみるとかぎり、それはそれほど大きなものではない。第3表が示しているように、これら外国銀行は、数においては全米14,600の銀行の1%強にすぎず、75年末の総資産643億ドルは全米銀行の資産保有額9584億ドルの7%弱にすぎない。これをアメリカの銀行の対外活動と比較してみると、それはアメリカの銀行の在外支店の総資産額(75年11月現在)1720億ドルおよび在外子会社の資産総額約250億ドル、合計2000億ドル弱の約1/3弱にすぎない。

資産・負債データからみて、在米外国所有銀行の活動は若干の重大な例外を除いて、ほぼ国内銀行のそれと同じである。たとえば、直接関連する機関以外の借入者にたいする貸付総額(準備控除以前)は、75年12月現在合計326億ドルにのぼり、総資産の51%を占めた。これに、関連機関への貸付を加えると、総資産にたいする貸付の比率は、アメリカの商業銀行全体の数字たる57%とそう違わなくなる。だが、貸付比率は同じでも、貸付の内容において、外国銀行と国内銀行のそれとは著しく異っている。外国銀行の商工業貸付は207億ドルにのぼり、その非関連貸付相手への貸付総額のほぼ64%に達したが、アメリカ国内の中・大型銀行の場合、その比率は50%をかなり下回っている。また、外国所有銀行は、銀行その他の金融機関にたいして通常大量の貸付残高をもっている。これとは対照的に、消費者貸付や抵当貸付などを含む「その他貸付」は全部で27億ドル、貸付総額の約8%にすぎない。他方、アメリカの銀行のその比

率はほぼ50%にのぼっている。このことは、在米外国銀行の取引相手は、事業会社や金融機関であり、一般公衆ではないことを示しているといえよう。

外国所有銀行の取引のかなりの部分が直接関連のある機関、すなわち、アメリカ国内および外国にある、かれら自身の本社ないしは親銀行の他の子会社とのそれである。第3表からみると、アメリカにある外国銀行は、一般に、その本社その他の関連機関からの、大幅な借入相手である。1975年には、これら報告提出銀行は、直接関連する機関から136億ドル借り入れていたが、このうち36億ドルが本社ないしは親銀行からのものであった。136億ドルのうちの61%は、外国の関連機関、また39%はアメリカ国内の子会社からの借入金だった。他方、直接関連する機関への貸付金は207億ドルにのぼっているが、このうち56億ドルが在米子会社むけ、151億ドルが在外子会社むけのものだった。こうした巨額の資金の交換は、アメリカの銀行と在外支店との間でも見られるところであり、けっして珍しいことではない。

外国所有銀行の取引の大部分は外国とのそれであるが、このようなことはアメリカの銀行の場合には、ごく僅かな巨大銀行だけにみられることである。75年12月現在、在米外国銀行の外国債権者にたいする負債はほぼ262億ドル(その半分は直接関連する機関へのもの)だった。同時に、外国人にたいする債権総額は194億ドル(その2/5以上が直接関連ある機関むけのもの)だった。すなわち、外国銀行は約68億ドルの純借入れを行っていた。この傾向は殆ど大きく変化せず、1972年に報告が行われるようになっていらい、純借入れは約40億ドルから90億ドルの幅で変動しているにすぎない。

それにもかかわらず、アメリカ居住者との取引もこれら外国銀行にとって重要である。1975年12月現在、その資産総額の70%、また負債総額(資本金および積立金を含まず)の58%がそれぞれアメリカ居住者とのものだった。

外国銀行の資本金は比較的に少額である。1972年には、それは5億ドル強プラス、損失積立金の1億ドル強にすぎなかった。1975年末までに、報告提出銀行の資本金総額は、15億ドル・プラス積立金4億ドルに増加した。資本金が比較的少額な主たる理由は、外国銀行の支店および準支店はかれら自身あまり資本金をもっていないからである。

外国銀行の子会社としての商業銀行については、別箇に統計が発表されている。第4表がそれである。これら子会社としての商業銀行は33行あるが、そのすべてが

11) Appendix F, pp. F-6~F-10.

ニューヨーク、カリフォルニア、イリノイの3州にあり、その資産総額は134億ドルに達している。子会社としての商業銀行は、外国銀行の準支店および支店とつぎの2つの点で大きく異っている。第1は、その資産は全報告提出銀行の1/5にすぎないとはいえる、その資本金は全体の4/5をしめている。アメリカ国内で認可されたので、これら子会社銀行は支店や準支店と違って、かれら自身で巨額の資本金を必要としている。第2には、子会社銀行は、他の外国所有銀行よりも、関連機関との取引が少ない。関連機関からの資産はその全資産の2.5%にすぎないが、他の外国所有銀行の場合は26%にも達している。また、負債においても、直接関連機関への負債は5%足らずであり、他の外国所有銀行のそれの40%を大きく下回っている。

#### b) 親銀行の国別分布

アメリカに進出している外国銀行の国籍は20数カ国にも及んでいるが、資産順にみて最も大きいのが日本であり、これにカナダ、イギリスが次いでいる。第4表は、

第4表 在米外国系銀行の親会社の国別分布、1975年12月  
31日現在 (資産は10億ドル単位)

	資産総額	報告行数	親銀行の数
日本	25.2	47	17
カナダ	7.5	25	6
イギリス	5.8	22	8
その他の西ヨーロッパ	21.5	47	28
その他	4.2	43	25
合計	64.3 <sup>(1)</sup>	184	84

[注] (1) 資産総額は10億ドル単位への丸めのため、総額の数字とは一致しない。

[出所] Board of Governors of the Federal Reserve System. [Appendix F-16].

1975年末現在における在米外国銀行の親銀行の国別分布であるが、それによると日本は親銀行の数においては総数の20.2%ながら資産総額は252億ドルをしめ、断然他国を圧している。カナダのそれは6行(7.1%)で、資産総額は75億ドル、またイギリスは8行(9.5%)で資産総額は58億ドルであった。他方、「その他の西欧諸国」(これには西ドイツ、フランス、スイス、イタリア、オランダ、オーストリア、スペイン、スウェーデン、ギリシャの諸国が含まれている)は、28行(33.3%)と数の上では大きいが資産比率では215億ドルと日本1国にも及ばない。「その他の世界」には、ブラジル、イスラエル、香港、アルゼンチン、メキシコ、フィリピン、韓国、パキスタン、台湾、シンガポール、タイ、イラン、印度、ペネズエラ、コロンボなどが含まれるが、その親銀行数は25行にのぼるといえ、その資産総額は42億ドルに過ぎない。

#### c) 外国銀行活動の州別分布

外国所有銀行が活動しているのは全米をつうじて12の州および属領にすぎず、しかも報告提出銀行184行のうち170行がニューヨーク州、カリフォルニア州、イリノイ州に集中している。第5表は、こうした月例報告銀行の地域的分布を示している。これによると、1975年12月現在、報告提出銀行のうち88行がニューヨーク州、58行がカリフォルニア州、24行がイリノイ州にある。残余の14行がワシントン州、オレゴン州、ヴァージン諸島、ブルート・リコ、マサチューセッツ州、ハワイ州にある。このほか前述のように、非銀行により支配されていると信すべき約14行の報告非提出銀行があったが、これらの銀行はカリフォルニア州、フロリダ州、イリノイ州、ミシガン州、ブルート・リコに所在していた。駐

第5表 在米外国所有銀行の地域分布および諸形態、72年12月および75年12月

(資産は10億ドル単位)

州	報告提出銀行全体	72年12月		75年12月		子会社の商業銀行	
		72年12月	75年12月	72年12月	75年12月	72年12月	75年12月
カリフォルニア州	資産総額 (報告提出行数)	5.4 (34)	16.8 (58)	3.3 (24)	11.1 (43)	2.1 (10)	5.7 (15)
イリノイ州	資産総額 (報告提出行数)	* (1)	1.6 (24)	(0)	1.3 (22)	*	0.2 (2)
ニューヨーク州	資産総額 (報告提出行数)	20.2 (65)	43.6 (88)	17.7 (51)	36.1 (72)	2.5 (14)	7.5 (16)
その他の諸州およびブルート・リコおよびヴァージン諸島	資産総額 (報告提出行数)	1.1 (10)	2.4 (14)	1.1 (10)	2.4 (14)	(0)	(0)
合計	資産総額 (報告提出行数)	26.8 (110)	64.3 (164)	22.1 (85)	50.9 (151)	4.6 (25)	13.4 (33)

[注] \* 1億ドル以下

[出所] Board of Governors of the Federal Reserve System. [Appendix F-14].

在員事務所は第5表には含まれていないが、大抵の主要金融中心地のみならずテキサス州、フロリダ州、コロンビア特別区、そして恐らくはそれ以外の土地にも存在しているだろう（こうした駐在員事務所は通常銀行監督当局への通告なしに設置可能である）。

外国所有銀行の資産は地理的には極めて集中している。643億ドルの総資産の殆ど94%がニューヨーク州（436億ドル）とカリフォルニア州（168億ドル）にある。こうした資産の集中は、金融、ビジネス、貿易上の中心地としてのニューヨーク市、サンフランシスコ、ロサンゼルスの魅力と、この数年間この2州が外国銀行に付与してきた参入の大幅な自由とを反映している。この数年カリフォルニア州での外国銀行業務は急速な発展を遂げたが、いぜんとしてニューヨーク州が先頭に立っており、報告提出銀行のほぼ半分、その資産総額の2/3以上が同州にある。イリノイ州にある報告提出銀行の資産は僅か16億ドルに止まっているが、これは1行をのぞいて総べての外国銀行が1972年末以降設立されたにすぎないという事実に、恐らく主として基づいているのであろう。

#### d) 外国銀行対米進出急増の原因

外国銀行の対米進出はとくに1973年以降加速化しており、連邦準備制度に月例報告を提出する機関数も、1972年末の110から、73年末の124、74年末の165、75年末の184となったあと、78年6月末には一挙に268にまで増加している。Appendix F資料は1975年末までの事態に立脚して作成されているが、同資料は外国銀行の対米進出を促進した要因としてつぎの諸要因をあげている。

その第1は、1973～74年がアメリカ経済にとって異常なまでのインフレーションとブームの時期であったことである。急速な物価騰貴、能力ぎりぎりまでの生産、在庫蓄積、高水準の投資、世界貿易の拡大、これらすべてが資金需要の増大をもたらしたが、アメリカの銀行だけではこの需要を充たしえず、通常の状態ではそれをうるのがずっと困難であったと思われるような取引を外国銀行が獲得するのを可能ならしめた。第2は、これもインフレーションと密接に結びついた要因であるが、アメリカ国内・外で、流動性が急上昇したことである。73～74年中に、アメリカではM<sub>2</sub>は17%も増加したが、殆どの他の工業化諸国ではもっと大きく増加した。第3の一時的原因としては、1971年なかばから73年なかばまでの間にドル価値がほぼ15%も下落したことだった。このドル安は、外国銀行がアメリカ内で新たな銀行活動を開始するため、ないしは既存の活動を拡大するため

に必要なドル資金の入手を安上りにさせたのだった。

これ以外にも、つぎの3つの要因が働いていた。第1のそれは、2つのアメリカの大銀行が外国銀行に取得されるという特殊事情、第2のそれは、外国銀行が同州内に支店を設立することを認めたイリノイ州の新立法、第3のそれは、アメリカへの参入が今後制限強化されるのではないかという一部外国銀行の懸念、であった。

以上の諸要因を列挙したあと、Appendix F資料は、「こうした特殊な影響のせいだったので、73～74年中の外国銀行資産増大率は、異常であり、今後もつづく可能性はないとみなされてよいだろう。事実、この増大はすでに著しく鈍化している。1975年中、外国銀行資産総額は、1年前のほぼ50%にくらべて、たったの15%しか増加しなかった」<sup>12)</sup>。この予測はこの1,2年の外国銀行の駆け込み的対米進出の増大からみて外れたといわねばなるまい。というのは、Appendix F資料が一時的とみなしたドル安傾向は、77～78年に再燃しドルは西欧や日本の通貨にくらべ一段と割安になったからである。ドル安が、西欧と日本の銀行の対米進出を促進したことは、月例報告提出銀行数の急増にもっとも端的に表れている。また、外国銀行規制法成立への危惧は78年夏の1978年国際銀行法の成立となって現実化したが、規制強化の懸念が外国銀行の対米進出に拍車をかけるという傾向はつい最近まで続いたのであった。

外国銀行の対米進出行数は75年末の184行から78年6月の268行に増加したにもかかわらず、資産額は643億ドルから660億ドルへと僅かしかふえていない。しかし、目下懸案となっている4つの大買収が実現すると、それだけで一挙に約220億ドル増大することになるだろう（第6表参照）。

#### 4 外国銀行による取得活動

##### a) 取得活動の活発化

外国銀行の対米進出は、既存のアメリカの銀行を買収・取得するか、ないしは、新銀行（支店であれ、準支店であれ、また、子会社であれ）を設立するか、いずれかの方法によって行われる。RicksとArpanの調査によると、アメリカに参入した20の外国所有大銀行のうち、既存の銀行の取得をつうじて銀行業に参入したのは、15%にすぎなかった<sup>13)</sup>。これは支店、準支店、駐在員

12) Appendix F, p. F-20.

13) David A. Ricks and Jeffrey S. Arpan, "Foreign Banking in the U.S.", mimeographed paper presented at the annual meeting of the Academy

第6表 外国銀行の巨大アメリカ銀行取得

(被 取 得 銀 行)	(取 得 銀 行)	取得年	資 産(10 億ドル)	
			在米子会社	親会社・子会社合計
Bankers Trust 89 店舗のみ売却	Bank of Montreal	申請中	1.0(?)	22.7
Marine Midland	Hongkong & Shanghai Banking Corp.	申請中	12.1	26.8
Union Bancorp.	Standard Chartered Bank Ltd.	申請中	4.7	20.5
National Bank of North America	National Westminster Bank	申請中	3.8	40.6
American Bank & Trust(N. Y.) 現在は Bank Leumi	Bank Leumi Le-Israel B. M.	1977	1.3	9.4
Southern California First National 現在は California First Bank	Bank of Tokyo	1975	2.5	28.9
Franklin National Bank 現在は European American Bancorp.	6行コンソーシアム*	1974	5.4	188.5*
First Western Bank & Trust 現在は Lloyds Bank of California	Lloyds Bank	1974 (合計)	1.7 31.6	26.9

[注] \* コンソーシアム構成銀行は、Deutsche Bank A. G. (20%), Société Générale, Paris(20%), Société Générale de Banque, Brussels (20%), Midland Bank Ltd. (20%), Amsterdam-Rotterdam Bank N. V. (17%), Creditanstalt Bankverein, Vienna(3%)である。資産総額は6行の資産の合計。

(?) 買収金額は未発表。

事務所など本店と極めて密接な関連のある機関は当然親会社によって設立されるからである。新規設立か既存国内銀行取得かの判断が分れるのは、子会社銀行の場合に限られる。だが、この場合にも、株主、預金者、監督当局などの反対を恐れて、取得よりも新規設立の方を選ぶことが多かった。ところが、最近になって、外国銀行の既存国内銀行の取得、それも比較的大きな銀行の取得の例が続出している。これは外国銀行の対米進出そのものが本格化してきたこと、それも従来のように専ら「卸売」段階に止まることなく、「小売」段階にも進出するようになったこと、の結果である。「卸売」段階への進出なら、既存の銀行の取得は必ずしも必要不可欠でもなく、それほど巨額の資金を必要としないが、「小売」段階への進出の場合には、店舗網の結成に巨額の費用を要するほか、他の既存の銀行との競争関係もからまって、認可を得ることが事実上困難である。こうしたところから、「小売」段階への進出、それも比較的大規模な進出は取得をつうじて行われることになる。

第6表は、1974年いろいろの比較的大規模な取得を表示したものだが、このうち Bankers Trust, Marine Midland, Union Bancorp., National Bank of North America の取得は、連邦準備制度、州銀行監督局において審査中であり、未だに最終決定をみていないが、アメリカの新聞・雑誌の予測では、申請許可は時間の問題と見られている。

既に実現された取得のうち最大のケースは、6行コンソーシアムによる Franklin National Bank の取得であった。1972年にイタリア系持株会社が、Franklin National Bank of New York の株式の 21.6% を取得し、実質的に同行の支配権を獲得していた。ところが、経営の誤りと為替投機の失敗とによって同行は破産し閉鎖されてしまった。その後、同行売却のための入札が行われ、最高落札者の European-American Bank & Trust Company が 1974 年に同行を入手し、その支店 74 を継承した。European-American Bank & Trust Company は、西ヨーロッパの 6 つの銀行——西ドイツの Deutsche Bank A. G. (持株比率 20%), フランスの Société Générale, Paris(同 20%), ベルギーの Société Générale de Banque, Brussels(同 20%), イギリスの Midland Bank Ltd.(同 20%), オランダの Amsterdam-Rotterdam N. V. (同 17%), オーストリアの Creditanstalt Bankverein, Vienna(同 3%) のコンソーシアムであり、投資会社の European-American Banking Corporation をも傘下に擁している。その資産額は、74 年当時で約 40 億ドル、現在では 54 億ドルに達している。このケースに特徴的なことは、(1)破産会社の入札をつうじて取得が行われ参入が実現したこと、(2)取得会社が西欧 6 カ国の銀行のコンソーシアムであったこと、にある。

#### b) 外国銀行の取得活動の具体的ケース

外国銀行によるアメリカ国内銀行の買収は Bank Holding Company Act の適用を受けるのが普通であるが、6行コンソーシアムによる Franklin National

Bank の買収には適用されなかった。その理由は、6行のいずれもが6行コンソーシアムの European Bank & Trust Company の 25% 以上の株式を所有していないため、同法による持株会社として登録し、同法の規則を受けるよう要求されなかったからである<sup>14)</sup>。

第2に大きな取得は、Lloyds Bank による First Western Bank and Trust Company の取得であった。当時、First Western はロサンゼルスを本拠にカリフォルニア州内に 94 の支店をもち、その資産額は 11 億ドルに達していた。Lloyds Bank は *Fortune* 誌のアメリカ以外の大銀行順位表の第 35 位(1977 年)に位するイギリスの大銀行だったが、同行は First Western をその親会社 World Airways, Inc. から 1974 年に買収し、その名も Lloyds Bank California と改めている。それより前、First Western はカリフォルニア州第 3 位の大銀行たる Wells Fargo との合併を企図したが、州銀行監督局が同合併は一部地域における競争を弱めるという根拠で反対したため実現しなかったという事実がある。この点、Lloyds Bank はそれまでカリフォルニア州内では活動していなかったので、競争制限の疑いは生じなかった。First Western の場合も、外国銀行による取得を不可避ならしめたのはその経営不振にあったが、州銀行監督局がカリフォルニア州にある大銀行との合併を競争制限の見地から拒否し、外国銀行による取得を認めたという点に大きな特色が認められよう。

第3に大きな取得は、Bank of Tokyo による Southern California First National Bank of San Diego の取得である。SCFN は当時 8 億ドル以上の預金を擁し、約 70 の支店網を持っていたが、1975 年に Bank of Tokyo の在サンフランシスコ子会社(預金額約 10 億ドル)によって買収された。この結果、同行はカリフォルニア州内で 8 番目の巨大銀行となった。SCFN の場合も経営危機を伝えられ、合併相手を探していたところだった。なお、Bank of Tokyo はカリフォルニア、ニューヨーク、テキサスの諸州に 3 つの子会社をもち、ポートランド、シアトル、ロサンゼルス、サンフランシスコ、ホノルル、ニューヨーク市、に支店ないし準支店をもっている。因みに同行は 1977 年にはアメリカ以外の世界第 17 位に位している。

このほか近年実現をみた比較的小規模な取得には、(1)Barclays Bank of New York(イギリスの Barclays

Bank の子会社)による Westchester National Bank of New Rochelle, New York の取得(1974 年)、(2)The Chartered Bank of London の在カルifornia 子会社による Liberty National Bank of San Francisco の取得(1974 年)、(3)Barclays Bank of California による The County Bank, Santa Barbara-Carpentaria の取得(1974 年)、(4)Sanwa Bank of California による The Chartered Bank of Culver City の取得(1973 年)、(5)Royal Trust Company of Montreal による Inter National Bank Miami の取得(1973 年)などがある。このほか、外国の個人による取得のケースとしては、(1) サウジ・アラビアの実業家による Bank of the Commonwealth of Detroit, Michigan(資産 10 億ドル以上)の取得(1975 年)、(2)他のサウジ・アラビア実業家による Security National Bank(総資産 1 億 3300 万ドル)および Bank of Contra Costa(同 2500 万ドル)の取得(1973 年)。(3)フランスの投資家 Edmond de Rothschild による BanCal Tri-State Corporation の支配権の取得(同社はカリフォルニア州第 7 位、預金額 20 億ドル以上の Bank of California の所有者である)<sup>15)</sup>。

15) BanCal Tri-State Corporation (BanCal) は 1971 年、デラウェア州で設立された持株会社で、Bank of California, N. A. の全株式(取締役就任に必要な株式を除いて)を所有していた。Bank of California はカリフォルニア、オレゴン、ワシントンの 3 つの州に支店をもっていた。1974 年現在、同所の資産総額は 31 億 8146 万ドル余であった。ところが、1973 年いらい、フランスの大富豪, Baron Edmond de Rothschild が、かれ個人および完全所有の持株会社との双方をつうじて、BanCal の支配的株式を取得した。1975 年 2 月 28 日には、BanCal の社外株の 25.24% を所有し、その後 6 月 13 日には 26.5% にその比率は高まった。この時、かれの個人名義は 8.8% にすぎず、残りはかれの持株会社 Lafayette Corporation が 17.7% を所有していた。BanCal と Rothschild とは連邦準備制度にたいし事前通告を行ったが、連邦準備制度理事会は、たとえかれが所有し支配する株式が 25% を上回ったとしても、かれの持株会社が BanCal を支配しているかどうかの審査は行わないと通告した。その根拠は、Lafayette Corporation は実質的には Rothschild 自身の個人的持株会社であり、BanCal の支配を永続化すべく設立された “company” ではない、というにあった。すなわち、BanCal を支配しているのは Rothschild 個人であり、銀行持株会社にいう “company” ではない、というわけである。同法によれば、ある company がひとつの銀行のいかなる種類の議決権つき株式の 5% 以上を所有しないしは支配し、それに加えてこの会社の株式の 25% 以上を所有し、しかもその会社と銀行の所有比率の合計が 25% 以上

14) *Foreign Direct Investment in the United States* (Department of Commerce, 1976), Volume 7, Appendix K, p. K-184.

これに反して、合併・取得を企図しながら州銀行監督局ないしは株主の反対で未遂に終ったケースも少なくない。(1) Barclay Bank Ltd. of London による Long Island Trust Company of Garden City(預金額約 5 億ドル)は、同地域における銀行業競争が損なわれるという根拠から、ニューヨーク州銀行監督局により 1973 年に却下された<sup>16)</sup>。この却下は、とくに西欧諸国銀行筋では、アメリカ銀行業界における保護主義の昂揚の兆候として受けとられ、大きな物議をかもしたのだった。(2) サウジ・アラビア人による First National Bank of San Jose, California の支配権(少数支配ながら)獲得は、株主および顧客の反対によって 1974 年阻止された。(3) ある中東実業家による Community National Bank; Pontiac, Michigan の支配取得は、労働組合年金基金が同行株式の tender offer に必要な資金の貸出を断ったため、1975 年初に失敗に終った。

Appendix F は、「外国人によるアメリカ銀行の最近の取得成功・未遂例にかんする上記一覧リストは完全ではないかもしれないが、主要なものは包含していると信じられる」<sup>17)</sup>と書いている。

### c) 現在審査中の諸ケース

前述のように、Appendix F の調査以降の時期にむしろ巨大外国銀行による取得が続出している。それらは未だ正式認可をみていないが、もしもそれが実現すれば、Hongkong-Shanghai 銀行による Marine Midland 銀行取得は、アメリカ銀行史最大の外国銀行による取得となるだろう。Marine Midland はニューヨーク州バッフ

---

になる個人が追加的な議決権つき株式を所有しないし支配している場合には、支配ありとみなすべき根拠があるとしている( Appendix K, pp. K-193~K-194)。

16) ニューヨーク州銀行監督官の合併却下の理由は、Long Island Trust Company of Garden City が活動している Nassau-Suffolk 地域(LITC は同地域最大の銀行だった)市場における潜在的競争制限であった。この判定はつぎの 3 つの点に立脚していた。第 1 には、当該地域は 4 銀行が銀行店舗の約 50% を所有するという具合に極度に集中化している。第 2 には、Barclays 銀行はもっと小さな銀行の取得をつうじて Nassau Suffolk 地域に参入する能力をもっている。第 3 には、もしもこの合併申請を承認すれば、ニューヨーク州内の他地域においてニューヨーク市の大銀行による新取得が続々つづくことになるだろう(Francis A. Lees, *Foreign Banking and Investment in the United States*, 1976. p. 148)。ニューヨーク州銀行監督官の拒否通告の概要は、同書の Appendix B としてかかげられている。

17) Appendix F, p. F-23.

アローに本拠を置く全米第 13 位の大銀行であり、その資産は 121 億ドルにのぼる。同行はこれも優良貸付先不足、巨額の損失、株価の低落で悩んでいた。同行の経営建て直しには新規資金の注入が必要だったが、同行にはそのような資金がなかった。そこに Hongkong-Shanghai 銀行がその株式の 51% を取得すべく 2 億 6000 万ドルを提供しようと申し出たので、渡りに船とばかりその申し出を受け入れたのである<sup>18)</sup>。

Hongkong-Shanghai 銀行は、香港に本拠をもちその資産 174 億ドルにのぼる巨大銀行だが、1865 年に設立された当時は中国沿岸の阿片と茶の貿易に融資することがその主要業務だった。しかし、現在では、たんなる銀行の枠をはみ出したコングロマリットとなっている。香港では、別の銀行 Hang Seng と商社 Hutchison Whampoa Ltd. を所有しているほか、その子会社 British Bank of the Middle East をつうじてアラブのオイル・マネーと密接な結びつきをもっている。インドでは、Mercantile Bank を所有している。さらに、merchant bank の Wardley Ltd. および持株会社の Wayhong Investments Ltd. を支配しているが、Wayhong Investments は、Y. K. Pao の World-wide Shipping Group の 40%, Cathay Pacific Airways Ltd. の 25% の株式を支配している。業績良好の Hongkong-Shanghai 銀行ではあるが、なんといっても香港という政治的に不安定な土地柄だけにより安定したアメリカに進出する機会をねらったものといわれる。Marine Midland の経営不振は同行に絶好の獲物を与えることになった<sup>19)</sup>。

しかしながら、Hongkong-Shanghai 銀行の Marine Midland 銀行取得は、他の外国銀行によるアメリカの銀行取得とは異った大きな問題を抱えている。それは他のケースが、外国の巨大銀行によるアメリカの中小銀行の取得であり、その中小銀行の経営不振も取得をつうじて外国銀行の資金・経営手腕によりカヴァーされることが多かったが、Hongkong-Shanghai 銀行による Marine Midland 銀行の取得は、その規模がほぼ同一の銀

18) Hongkong and Shanghai Banking Corporation による Marine Midland Bank 取得は、まず同意に基づいて、後者が新たに発行した普通株および約束手形 2000 万ドルを 2 段階に分けて前者が購入すると同時に、後者の社外普通株 312 万株にたいして tender-offer をするという方式で行われる。この取引が 1980 年 12 月 31 日までに終了すると、前者は後者の普通株式の 51% を所有することになる(Moody's Bank & Finance Manual, 1978. p. 1687)。

19) *Business Week*, September 11, 1978.

行同士の合併であるばかりか、Marine Midland 自身全米第13位という大銀行であるからである。Hongkong-Shanghai 銀行が東南アジアやインドで銀行およびその他の分野でどれほどすぐれた業績をあげているにしろ、アメリカにおける大規模銀行で同じような成果をあげられるとは限らないからである。David C. Cates は、このような疑惑を表明しつつ、つぎのように述べている。

「その上、外国銀行はそれが獲得した子会社の業績建て直しに困難な時期をかかえることになるようと思われる。アメリカの子会社がその全世界的活動の小部分である場合には、たとえそうなったとしてもたいしたことはないかもしれない。だが、アメリカの銀行が比較的に巨大であった場合には、低利潤率をそうながら甘受しているわけにはゆかない。この点で、Marine Midland 銀行は注目すべき銀行である。というのは、資産総額で測れば、同行はその取得銀行、Hongkong-Shanghai Banking Corp. とほぼ同じ大きさだからである」<sup>20)</sup>。Cates 自身は、Marine Midland が自立採算できるためには、その総資産にたいして最低 0.5% の利潤率をあげることが必要だが、それは競争激化のニューヨーク銀行業界では困難だろう、と予測している。

このほか、イギリス最大の国際金融専門銀行である Standard Chartered Bank Ltd. による Union Bancorp.(資産 47 億ドル)の取得<sup>21)</sup>、アメリカ以外世界第15位、イギリス第2位の National Westminster Bank による National Bank of North America の取得<sup>22)</sup>が申

20) David C. Cates, "Foreign Banks Are Cracking The Facade of U. S. Banking," *Fortune*, August 28, 1978. p. 96.

21) Standard Chartered Bank Ltd. は 1969 年 11 月 18 日、Standard and Chartered Banking Group Ltd. として設立され、75 年 10 月 1 日、改称して同名となったイギリスの銀行で、1977 年の資産総額は 76 億 5300 万ポンド余であり、全世界 52 カ国に 1447 の支店をもっている。これにたいして、Union Bancorp, Inc. は、1973 年、Unionamerica, Inc., の再編成計画に基づき設立されたデラウェア州法人であり、その主要な子会社 Union Bank, Los Angeles をつうじて一般銀行業務を行っている。Union Bank, Los Angeles は消費者むけ預金・貸付業務よりも対事業貸付に重点を置く銀行として知られていた。Union International Bank は同行の子会社であり、かつエッジ法会社である。

22) National Westminster Bank は、National Provincial Bank Ltd. (1833 年設立) および Westminster Bank Ltd. (1836 年設立) の合併にともない新たにつくられた持株会社として 1968 年 7 月に誕生している。イギリス第 2 の大銀行であり、その資産総

額中であるし、Bank of Montreal による Bankers Trust の店舗(89 店舗)買収も進行中である。また、オランダ最大の Algemene Bank Nederland は全米第 194 位の Lasalle National Bank of Chicago の全株式を 8200 万ドルで買収することを決定している。

## 5 外国銀行の規制

### a) 外国銀行と国内銀行の規制上の較差

外国銀行の対米進出が加速化するにつれ、アメリカ国内銀行と外国銀行との間の競争が激化したが、外国銀行が前述のようにいくつかの点で国内銀行よりも連邦・州の規制から自由であるため、アメリカの国内銀行の側から規制強化、少なくともアメリカ国内銀行並みの規制を要求する声が高まってきた。

外国銀行が国内銀行にたいしてもっている競争上の優位は、つぎの諸点に表れている<sup>23)</sup>。

(1) 国内銀行は州法により、また、銀行持株会社法により、ごく僅かな例外を除いて、ひとつの州で活動するよう制限されているが、外国銀行はそのような制限を受けていない。現に 40 以上の外国銀行が 2 つ以上の州ないし属領で活動している。たとえば、Barclays International は 4 つの州とヴァージン諸島で活動している。

(2) 1933 年の Glass-Steagall 法と銀行持株会社法とは、商業銀行がアメリカ国内において、証券の引受け業務および仲買業務を含む投資銀行業務に携わることを禁じている。また、商業銀行はかれらの銀行活動と無関係な、その他の活動を行うことができない。ところが、外国銀行にはこのような制限がないので、その多くは銀行業務を行う店舗のほかに、証券会社子会社を運営している。

(3) 外国銀行の在米支店は FDIC 保険をかけられ

額は 367 億 8300 万ドルに達する。これにたいして、National Bank of North America は、1949 年、First National Bank, Merrick (1924 年認可) および First National Bank & Trust Co., Freeport (1905 年認可) の合併の結果生れた。その後、幾度か名称変更を行っており、National Bank of North America となったのは 1967 年 5 月からである。1967 年に、C. I. T. Financial Corp. との間に同行普通株と C. I. T. の累積優先株との交換を行い、以後その支配をうけるようになった。1978 年 5 月 12 日、National Westminster Bank は約 3 億ドルで National Bank of North America の株式の 75.1% を取得することを申し入れ、両者は合意に達した。

23) Appendix F, pp. F-36~F-37.

ない。一部の支店にとって、それは大衆から預金を獲得し、小売型銀行業務を行おうとする時重大なハンディキャップとなるかもしれないが、FDICは各口座について最初の4万ドルしか保障してくれないので大口預金者にとっては殆ど問題とならない。むしろ保険にかかるための費用の節約という利点を外国銀行支店はえている。

(4) 外国銀行の準支店と支店とは、連邦準備制度のメンバーとなることができない。このため、これら準支店および支店は連邦準備制度から借り入れることもできなければ、小切手清算施設やその他の連邦準備制度のサービスを利用することもできない。この点はかれらにとってマイナスである。しかし、同時に、これら準支店および支店は、連邦準備制度の貸出限度、金利最高限度、その他の規制を受けない。これはプラスである。こうしたプラスは上述のマイナスを補って余りあるものと一般には考えられている。

このような外国銀行にたいする競争上の不利は、外国銀行の活動が限られたものであった間はそれ程大きな問題とはならなかったが、1970年代に入って外国銀行の対米進出が加速化し、アメリカ国内におけるその活動が大きくなるにしたがい、主として中小銀行の側から問題とされるようになった。大銀行、とくにニューヨークやカリフォルニアなどの大銀行は、かれら自身海外での活動を拡大しつつあったので、外国銀行のアメリカ国内における活動を制限すれば、双務主義に基づく海外諸国の報復が予想されたため、外国銀行規制には気乗り薄であった。それどころか、たとえば多州間銀行業務についていえば、これら大銀行はむしろ賛成であって、外国銀行に与えられている便宜、多州間銀行業務を外国銀行だけでなく国内銀行にも与えよというのがかれらの要求であった。

11の大銀行からなる New York Clearing Association は議会での証言で上記の外国銀行特権の維持を支持している。Citicorp の副会長 G. A. Constanzo はその理由をつきのようにはっきりと述べている。「外国銀行がもっている自由、すなわち、連邦準備制度への準備金にたいして利子を稼ぐことができたり、州境を越えて支店を設置することのできる自由を窮屈的には手に入れたいというのが、われわれの反応である。かれら外国銀行をいかに規制するかということが、われわれを以上の目標に近づけるだろうとは、われわれは考へない」<sup>24)</sup>。

ニューヨークの大銀行の意向がそうである以上、外国

銀行の活動にたいする規制がややもすると形式的で、実際には殆ど規制強化とはいえないものに止まるのは避けられなかった。この点については、あとで1978年国際銀行法の内容に則して明らかにされるであろう<sup>25)</sup>。

#### b) 外国銀行にたいする諸州の法的規制

本来、アメリカにおける外国銀行の商業銀行活動を規制する特別の連邦法はこれまで存在しなかった。このため、外国銀行の活動を規制する法律は、もっぱら諸州法に任せられていた。ところが、外国銀行の参入および活動にかんする各州の州法はまちまちであるばかりか、そのうちのいくつかについては解釈も未確定であるといった有様である。

全米50州のほぼ1/4が外国銀行の参入を認めているが、外国銀行に完全な銀行業務を行いうる商業銀行を維持する権利を認めているのは、ニューヨーク、イリノイ、マサチューセッツの3州にすぎない。いずれにしろ、外国銀行が活動しているのは、この3州を含むカリフォルニア、ワシントン、オレゴン、ハワイの7州とプエルト・リコおよびヴァージン諸島の2属領である。このほか、ネヴァダ、アラスカ、ユタ、ジョージアおよびサウス・カロライナの諸州が少なくとも一定の条件下では外国銀行を受け入れることになっている。他の少なくとも30州は州外銀行の参入を禁止しているようだが、それが州外銀行だけでなく外国銀行にも通用されるのか必ずしも明確ではない。8つの州では、州外銀行ないしは外国銀行の参入についてその州法で明示的にはふれていないが、一般に、これら諸州の殆どは、その州境内で活動

25) ニューヨークの巨大銀行は、かれら自身にたいする連邦法、州法の規制から免れるため、「自由貿易地域」にも似た「国際銀行地域」をニューヨーク市につくるべく政府と議会に働きかけている。Carey・ニューヨーク州知事は、ニューヨークに「国際銀行地域」を認めることにより、現在、Citibank, Morgan Guaranty Trust Company, Chase Manhattan Bank のような巨大銀行がバハマ諸島、ロンドンその他海外支店にもっている預金数十億ドルを呼び返し、5000人ないし6000人の雇用を生み出すことを期待している。財務次官補 Robert Carswell は Miller 連邦準備制度議長あての手紙で、「国際銀行地域」構想に原則的な支持を与えたといわれる。この点につき、New York Times 紙はつきのように報じている(December 24, 1978)。「今週末送られたカースウェル氏の手紙は、数ヵ月間を自由貿易地帯のためのロビー活動に費してきたケアリー氏にとって勝利だった。かれとかれの顧問たちは、ホワイト・ハウスのスタッフにこの考えを説きつけてきたが、そのスタッフたちは公式認可をうるため財務省をせつづいていたといわれる」。

を行いたいという外国銀行からのいかなる申請をも拒否するだろう、と信じられている。「要するに、大多数の州が、法令によるか、ないしは行政活動によって、外国銀行を排除しているように見える」<sup>26)</sup>。

外国銀行を受け入れている州のなかでも、その参入条件はまちまちである。最も自由なニューヨーク州では、たいていの外国銀行に、子会社、支店、準支店、およびある程度の銀行力をもつ投資会社の設立を認めている。世界の金融中心地であるニューヨークではあるが、外国銀行の支店設置が認められたのはそう昔のことではなかった。1959年になってやっと外国銀行に支店設置を認める法案が Chase Manhattan Bank および First National City Bank of New York によって提起され、1961年に州議会を通過し発効した。直ちに5つの外国銀行がニューヨーク州認可準支店を支店に組織変えしている。カリフォルニア州は、子会社と支店の双方を認めているが、支店は FDIC の保険をえられないため内国預金を受け入れることはできず、実際上は準支店である。イリノイ州は子会社を許可しているし、1973年いらい支店を認めている。もっとも1外国銀行あたり1支店に限られ、しかもそれはシカゴの中央ビジネス街に位置しなければならない。ワシントン州は子会社、支店、準支店を認めてはいるが、支店の能力を預金受け入れに制限している。マサチューセッツ州は子会社の信託会社、支店ないしは準支店を認可している(第7表参照)。

### c) 1978年関係国際銀行法の成立

外国銀行の活動を規制するための新立法への動きは、Dr. Jack Zwick が議会合同経済委員会にたいして提出した1966年の報告書にまで遡るが、その後67年になって、Fino, Pattman, Javits など各議員が法案を議会に提出している。しかし、これらはいずれも議会で審議されるまでに至らなかった。

こうした議会側の動きとは別に、連邦準備制度の側でもアメリカ国内における外国銀行活動規制の必要性を感じて、1972年には FRB を構成する3人の理事と連邦準備銀行の頭取3人とからなる運営委員会を設置し、この問題の研究に当ることになった。その後、1974年12月になって連邦準備制度は同委員会が作成した新立法草案、Foreign Bank Act of 1974 を議会に送付した。審議未了で廃案となった同法案はその後若干の手直しされ、1975年3月には Foreign Bank Act of 1975: H. R. 5617 として再び議会に送付されたのであった<sup>27)</sup>。

26) Appendix F, p. F-33.

27) この間の詳細な事実経過および各法案の内容の

これにたいして、議会側でもかなりの迂余曲折をへたあとではあるが、1976年7月29日、International Banking Act of 1976: H. R. 13876, が賛成多数で漸く下院を通過するに至った。しかし、これも上院において審議未了となり廃案の憂目にあったが、若干の修正をへて1978年4月7日、再度下院で可決されたのち、議会に送付され同8月17日、上院がこれを可決したので、9月17日、成立の運びとなった<sup>28)</sup>。

1978年8月17日に議会を通過し、9月17日に成立した「1978年国際銀行法」International Banking Act of 1978 は、上記のような外国銀行と国内銀行間の不平等な取扱いを改め、今後は外国銀行はアメリカの国内銀行とほぼ同一の規制を受けることをきめている。同法の詳細については成立法案が未入手のため明らかではないが、下院を通過した International Banking Act of 1978: H. R. 10899 によって、その内容を略記すればつきのとおりである<sup>29)</sup>。

---

比較検討については、たとえば、立協和夫「アメリカの国際銀行法案の意義と背景」『金融ジャーナル』1976年11月号、および、外立憲治『アメリカ外銀規制法』東洋経済新報社、1979年、を参照されたい。

28) FRB の支持する 1975 年外国銀行法案の内容が、1978 年国際銀行法のなかにどれだけ組み込まれたか、今のところ不明である。1978 年国際銀行法の全文をみなければなんともいえないが、少なくともミラー連邦準備制度理事長は、1978 年 6 月 21 日、上院の銀行・住宅・都市委員会の金融機関小委員会における証言のなかで、H. R. 10899, International Banking Act of 1978 について、とくに 2 つの点にしばって反対意見を展開していた。

第1点は、第5条の州間銀行業務にかんするものであり、第2点は連邦準備制度の権限にかんする第7条であった。とくに第5条については、「H. R. 10899 制定にあたって、下院が、国内銀行は駄目なのに外国銀行は多州間ベースで銀行店舗を運営できる現状を永続化させることを選んだのは、驚くべきことであった」と述べつつも、「McFadden Act に具現された州間銀行業務禁止という国の政策は検討を要する。銀行業務は変った。経済の構造とその金融的必要事も、50年以上前に McFadden Act が通過していろいろ変っている。しかしながら、この検討が終らないうちは、外国銀行に州境を越えて支店を拡大しつづけることを許すのは、国の処理原則とも矛盾するし、国内銀行にたいして公平でない」と語っているのは興味深い(Federal Reserve Bulletin, July 1978)。

29) International Banking Act of 1978: H. R. 10899 の原文およびその内容の法的解説は、たとえば、外立憲治著『アメリカ外銀規制法』東洋経済新報社、1979年、を参照されたい。

第7表 直接参入にたいする各州の規制

state	direct entry of alien banks permitted	direct entry of alien banks forbidden	limited authority for alien banks to make loans	out-of-state domestic banks may branch into the state	state banks may branch out of the state
Ala.		X			
Alas.	X		X	X	
Ariz.		X			X
Ark.		X	X		
Cal.	X			X	
Colo.		X	X		
Conn.		X	X		
Del.		X			
D. C.		X			
Fla.		X	X		
Ga.		X			
Haw.		X	X		
Ida.		X	X		
Ill.	X		X		
Ind.		X		X	
Iowa.		X			
Kan.		X	X		
Ky.		X	X		
La.		X			
Me.		X			
Md.		X	X		
Mass.	X			X	
Mich.		X			
Minn.		X	X		
Miss.		X			X
Mo.	X		X	X	
Mont.		X	X		
Neb.		X			
Nev.	X			X	
N. H.		X		X	
N. J.		X			
N. M.		X	X		
N. Y.	X		X	X	X
N. C.		X			
N. D.		X			
Ohio.		X			
Okla.		X			
Ore.	X		X	X	
Pa.		X			
P. R.	X			X	X
R. I.		X			
S. C.	X				
S. D.		X			
Tenn.		X			
Tex.		X			
Utah.		X			
Vt.		X	X		
V. I.	X			X	
Va.		X			
Wash.	X		X	X	
W. Va.		X			
Wis.		X			
Wyo.		X	X		

[出所] Appendix K, K-203.

(1) 連邦法支店と準支店(Federal branch and agency)

第4条において、外国銀行は州法認可支店または準支店の設立にかんする従来の権限に加えて、連邦法支店または準支店を設立する権限が与えられている。この連邦法支店または準支店は、国法銀行が持っている権限および義務と同じ権限と義務を持つが、国法銀行と違って1年間に1度だけ連邦準備制度の審査をうければよいことになっている。連邦法支店は FDIC の保険をかけることになるが、連邦法準支店はいわゆる insured bank になる必要はないとされている。また、外国銀行は、連邦法支店または準支店を保有する各州内に、貨幣監督官が、健全な財政状態、預金者の保護、債権者および公共の利益の維持のために必要なしは望ましいものと、一般的ないしは特別の規制、あるいは裁定によって規定するような種類の資産を、同じく規定するような額だけ保有すべし、と規定している。これは 1976 年法にはなかった規定である。

(2) 多州間銀行取引

第5条は、連邦法支店、連邦法準支店、州法認可支店、州法認可準支店の州外営業について規定し、州の銀行監督当局によってその設立および営業が承認されないと規定している。外国銀行の進出を認めるか否かは州当局の判断に委ねられており、連邦法支店および州認可支店は、預金業務についてはアメリカのエッジ法会社(EAC)に認められている外国からの預金および国際銀行業務預金のみが認められる。

だが、第5条(b)項は、1978年4月26日以前に、州および連邦の適切な当局にたいして合法的に事業開始の申請書を提出してある場合には、外国銀行は州法認可支店、州法認可準支店、または子会社銀行をその“home state”外に設置できると規定し、多州間銀行取引にかんする既得権を認めている。この点が別記のように、ミラー連邦制度理事長が不満としているところである。

(3) 連邦預金保険

第6条(a)項は、本法案制定後は連邦法支店を FDIC の第3条(a)項に定義付けられている被保険支店としな

いかぎり、10万ドル以下の預金を受け入れるような連邦法支店を設立経営することはできないと規定し、また同(b)項は、州法認可支店についても同じような規定を行っている。

(4) 連邦準備金要求

第7条で、すべての外国銀行の連邦法支店および準支店にたいして、連邦準備制度加盟銀行に課さるべき連邦準備法第19条のもとで規定されている率の準備金要求が課せられることになっている。州法認可支店および準支店については、州銀行監督当局に意見を徵し、当局と協力して合理的な準備金要求を決定することになっている。ただし、この要求の対象とされる州法認可支店および準支店の親会社たる外国銀行は、最低 10 億ドルの資産を保有するものに限られる。

(5) 非銀行業務の禁止

第8条(a)項において、連邦銀行持株会社法第4条の非銀行業務の禁止規定が、合衆国内で外国銀行が銀行業を、支店や子会社をつうじてだけでなく、準支店をつうじて営んでいる場合にも適用されるとしている。ただしこの場合にも、法案制定日までに外国銀行が合衆国内において取得した非銀行会社の議決権株式の取得または支配を、1985年12月31日まで [(b)項]、また、それ以後も連邦準備制度理事会が不適当と判断してその既得権の中止命令を出さない限り [(c)項]、維持することを認めている。したがって実際には、1985年12月31日以後、連邦準備制度がどのような政策をとるかに問題がくり越されたことになる。

〔追記〕 連邦準備制度理事会は 79 年 3 月なかば Hongkong-Shanghai Banking Corp. による Marine Midland Bank 買収はじめ懸案の 3 件の大型買収申請に許可を与えた。このうち、Union Bancorp. の買収は、同行が連邦法銀行であるので直ちに発効するが、Marine Midland Bank および National Bank of North America の買収はこの両行がニューヨーク州法に基づき設置されているのでニューヨーク州当局の許可があるまでは実現されない。

佐藤 定幸

(一橋大学経済研究所)